

『海に生くる人々』論ノート

(一)

管見によれば、『海に生くる人々』の人物形象論として藤原や波田について述べた研究は多いが、小倉の形象を中心に据えて問題にすることは比較的少ないようである。蔵原惟人は『海に生くる人々』について

新しい革命的人間の成長が示されたのはこの作品がはじめてであり、(中略)実に画期的な作品である

いかに近代労働者としての自覚を身につけ、いかに「人間らしく」成長していったかということ、この作品の中に見事に描きだしている。(傍点筆者)

と評している(『蔵原惟人評論集』第三巻 昭42・6 新日本出版社 初出は岩波文庫『海に生くる人々』解説 昭25・8)。この蔵原の視角に立てば、小倉の形象を労働者達の「成長」の典型として考えることができるのかも知れない。にもかかわらず、所謂小倉の成長過程が具体的に検討されないままに放置され、藤原の理論的説得の側面が重視されることについてはどうも納得ができないのである。特に蔵原

* 浅田 隆

が「いかに近代労働者としての自覚を身につけ」たか、「いかに」人間らしく「成長していったか」という「いかに」の部分は、(作品に即して忠実に分析するならば)藤原の理論的説得の側面よりも、藤原・波田・西沢以外の、小倉を典型とする水夫・火夫達の成長過程において追及されなければならないはずである。にもかかわらず、管見によれば小倉の転換という作中の事実と藤原の説得の方向性をつなぎあわせ、「いかに」成長したかが描かれたような錯覚に陥っているように思えてならない。このような研究状況は、作品自体の大きな流れが藤原や波田を中心として展開しているという事情や、彼らの指導によって万寿丸の闘争が進んだという事情によるところが大きいと思われるし、蔵原が「とくに藤原のような意識的な革命的労働者が小説の中に登場し」(同前) たというような文学史的な画期性の価値を重視する結果とも思われる。しかし、今日の読者たる我々にとって、藤原の形象は特に新しいものではないはずである。藤原造形の文学史的価値は認めたくえで、改めて、当代の享受者の普遍性の中に作中の形象をもとし、『海に生くる人々』の全体像を再検討しなければならぬ時期に來ていると思われるのである。つまり、当代の自覚的享受者の要求を離れ、より広い社会的な全体の中に作品を置き放って

みたいと思うのである。

作品発表の時期（大15・10）は理論のみが先行し、実質を伴なわなかった左翼文芸にようやく実質を具備した作品が出現し始めた頃ではあったが、

だが、短篇はその性質上それ自身の運命を持つ。それは社会機構のただ一角のみを切り取る。その如何なる一角を切り取るか、そしてそれを如何に切り取るかに問題はあった。従ってそれが十全に遂行された時といへども、それは終に一断面であった。（略）従ってそこには社会機構の進行が総合的には示され得ない。その示され得るのは之を長篇に待たなければならぬ、我々はそれを既に長く待った。

と中野重治が言っている（『海に生きる人々』—葉山嘉樹氏の新作を読む）『帝国大学新聞』大15・11・15 浦西和彦『葉山嘉樹』昭48・6 桜楓社（収載）ような時期でもあり、そのゆえにまた、藤原の形象が持つ思想性によって力強く導かれることが求められていた時期でもあった。しかし、一方そうした前衛性を自覚的に求める層がどの程度大衆的であったかは疑われよう。例えば、労働者出身の労働文学者達の作品群の中に、藤原のような形象の見られなかったことが藤原登場の価値を支えている事実を裏がえせば、労働者自身は未だそうした自覚に達し得ていなかったことを意味するのであり、学生・インテリゲンチヤの意識状況と一般民衆の意識状況とはかなりの幅があったことを認めざるを得まい。

『海に生きる人々』は、政治的な視覚を排しても、蔽原が言うような民衆の「人間らしく」ありたいという願望に、創作主体の主體的な体験を対象化することを媒介として明確な方向性を与えたという点で評価することができる。しかしこのことが、作品内における藤原の存

在価値を保障し、同時に藤原が述べる理論の享受者に対する普遍性を保障したと考えることには問題があるだろう。

と言うのは、既述のように学生やインテリゲンチヤと民衆との間に意識の面で幅がある以上、「成長」のモチーフの形象化された小倉を立ちあげさせた藤原の理論の中に、当代の普遍的民衆の意識状況に楔を打ち込むような鋭い接点が含まれていなければならなかったはずなのである。作品に即して言えば、作中の小倉の意識構造を突き崩す接点に藤原の理論の中に十分に準備されているか否かの問題である。

葉山嘉樹は小倉の形象を以下のように造形している。

1 「それで、僕は、僕等としての『意識』を持つ必要が生じて来るんだ。資本家や、資本家の傀儡共が、商品を濫造するやうに、濫造した、出来合の御用思想だけが、思想だと思ふことを止めて、僕等じゃ僕等の考へ方、行ひ方があることをハッキリ知らなきゃならぬんだ」小倉は頭の中で、辞書のページでも繰っているやうにして云った。（七）

2 俺達が力を個々には持つてゐても、それが組織されてゐない、訓練されてゐない、と云ふ処に一切の敗因が果食してゐるのだ！（一六）

3 わが兄弟たちは、船乗りになるまでに非常に多くの苦しい経験を舐めて来てる。そして、小倉などは、一村の運命を担って志を立てようとしてゐた。（一七）

4 三上は一人で立派にやって行った。俺には、俺の頭に反いて、尻尾を振るブルジョアの取引気分があるんだ。それが、すっかり俺を台なしにするんだ。俺は何故藤原君の云ふやうに、頭の命ずる通りに動かないのだろう。（中略）労働者階級を裏切る唯一の卑怯者の典型を、俺は俺自身の中に見出した。俺は、思想として全体を憤

慨する前に、俺自身の恥さらしな、臆病者の、事大主義者の、裏切者の、利己主義者の、資本主義の番頭の俺を、先づ血祭に上げねばならぬ。俺は、俺の村を、ブルジョアの番頭になれば、救へると云ふ謬見を捨て去るべきだ。俺の救はなければならぬのは、俺の村丈けぢやなくて、此の地上の一切だ (一一二)

5 小倉は、自分の地位を、高めることによって、酷使と隷属と侮辱とから、逃れようとしたのであった。そして、それは結局彼一人を救ふことすら至難であり不可能であることがあらゆる努力を尽した後、彼を敗残の身にしたことに依って分つたのであった。彼は非常に圧迫を憎んだが、身を挺して反抗しようとする代りに、権力の壁にくっついて身を隠さうと企んだため、卑怯者になったのだと、水夫達から云はれてゐた。 (一一九)

6 彼は若し、高等海員になつて稍多い収入を得ないならば、山陰道の山中で、冷酷な自然と、惨忍なる搾取との迫害から、その僻村全体が寒さのために凍死し、飢餓のために餓死しなければならぬのであった。 (一一三)

7 彼の村は、山陽道と山陰道を分ける中国の脊梁山脈の北側に、熊笹を背に、岩に腰を卸して凭れかかつてゐるやうな、人煙稀れな険阻な寒村であつた。その村の者は森林の産物をその生活資料としてゐた。所がそれ等の森林は国有林になつて終つた。そこで、その村の者は、監獄へ行くか、餓ゑるか云ふ二つの道のどちらかを取るやうに強ひられた。小倉の生れた村の小径とも、谷川とも分らない山径は、監獄の方へ続いてゐた。僅か三軒の家を以て成り立っている此の村は、その各家から戸主を監獄へ奪はれた。村から最年少六つ、最年長十六の間の、十三人の男児は滅亡に瀕してゐる故郷を救ふために、杜のやうに神寂びたその村を後に、世の中を目掛けて飛

び出したのである。そして、村に金を送る代りに、村から労働力を搾取されて来た云ふ形なのであった。 (一一三)

作品中から小倉像にとつて重要なファクターを抜粋したこれら(1) (7)の文章を通読するだけで、一応小倉の形象をイメージすることができらう。簡単に整理すると、小倉は一応知識としては(1)(2)にも見えるように階級意識を持っている。しかし、彼は一方で、(6)(7)のような事情により、知識と行動を一体化することが出来ず、(4)のようなジレンマに陥るのであり、また、周囲の仲間達からも(5)のように見られるのである。このような小倉については「それなりの知識はありながら、身にしみついた事大主義的根性のために体制順応に終始しがちな傾向を代表している」(木村幸雄「『海に生きる人々』をめぐって」『日本近代文学』昭48・5)といった見方が一般的であるように思われるが、「小倉は、自分の生れ育つた村が貧窮のどん底にあえいでいるのを救ふためには、まず自分が高等船員になつて仕送りをすることだと真面目に思い込んでゐる、いわゆる日本的な立身出世型の青年として描かれている」(同前・傍点筆者)という側面が十分に追求されないままに「身にしみついた事大主義的根性」と断定するとき、小倉の形象は、個人的レベルにおける事大主義や利己心と区別されることなく、結果として、『海に生きる人々』の全体像を矮小化することになるように思ふのである。

木村は「いわゆる日本的な立身出世型の青年」とさりげなく言うが、『海に生きる人々』を考へる場合、この「日本的な立身出世型」の内実を十分に検討しておかない限り、既述のように、小倉を藤原や波田と同じレベルでとらえる誤りをおかすことになるのではないか。そこで、小稿では、小倉に対する藤原の理論を検討する前提として、

小倉の形象に限定し、作中に形象造形された小倉が、当代の社会的背景の中に、どのように位置づけられるのかを考えてみたい。

なお小稿での嘉樹の作品からの引用は、筑摩書房版『葉山嘉樹全集』によっている。

(二)

嘉樹は小倉の出身村の窮乏の原因を「その村の者は森林の産物をその生活資料としてゐた。所がそれ等の森林は国有林になって終つた」ことに置いている。こうした村の実状は、あくまでも作中に設定されたプロットであり、小倉のモデルとなつた小椋甚一とその出身村の現実は、作品の内部世界を直接的に左右するものでないことは自明である。しかし、作中の小倉を描く嘉樹の脳裡にあつたものが、小椋甚一から伝聞してゐた出身村についての原風景であつた以上、小椋甚一の出身村から述べることにする。

小椋は直話によると、作中にも「彼の村は、山陽道と山陰道を分ける中国の脊梁山脈の北側に、熊笹を背に、岩に腰を卸して凭れかかつてゐるやうな、人煙稀れな険阻な寒村」と描かれてもいるように、鳥取岡山県境の人形峠近くの村（人形峠の鳥取県側には「木地山」なる地名も現存する）の出身で、木地師の伝統をもつ旧家である。そして小椋甚一の少年時代には、村は炭焼きと牧畜（牛）によって生計をたててゐた。小椋家のこの地への定住の年代が何時頃であつたのかは定かでないが、定住後も、形態上の変化はあつたにしても、各地の山々を遊行し、森林にその生活の資を得るといふ基本的な生活形態は残存してゐたであろうし、また平地農村も含め日本農業は多分に林野の自然生成物に依存してゐたのである。作中に描かれた小倉の村が「森林の産物をその生活資料としてゐた」というのもこの間の事情に対応して

おり、小椋甚一の村も、森林そのものをではなく、その産物（雑木・下草など）を生活資料としてゐたのである。ところが、明治三十年代前半頃（後述のような、森林法や国有林野法の施行の時期に対応している）、岡山県側の営林署から山林官がやって来、木を伐採することを禁ずる杭を勝手に打つて帰つた」とのことである。この直話の「勝手に」という表現には、七十余年以前に故郷を襲つた権力の非情に対する感情がこめられてゐるように思われる。

山林国有化について村民の経済に及ぼす影響、それは極めて大きいものです。と申しますのは貧農は私有林がなく、一年分の薪炭は村の共有林を伐採して得たものです。また私有林がいくらあつても牛馬の飼料たる草を刈るのは共有の山です。（村は牛の産地です）現金収入を得る途は炭焼きのほかにありません。それができなくなつた。さて草を得るには春雪溶け後、村民共同で山焼きと称し、牧草の山に火を放つて焼かねばなりません。誤つて官有林に山火事を起したら大変です。この杭打ちの際私の伯父が神経病を起し——今でいうノイローゼというのでしようか——寝込んでしまつたという話は有名な語り草として残つてゐる程です。

山林といつても杉林は無く松と雑木ですが、思うに杉は植えるもの松は、自然に生えるものによつて、（傍点筆者）

右は小椋甚一の私信である。傍点部分について、少々先走ることにはなるが簡単に説明すると、「共有林」は入会地であり、「共有の山」も同様であるが、前者は薪炭を採取する山、中村吉治（『村落構造の史的分析』 昭31・5 日本評論社）によれば、「入会炊料山」ということにならうであるのに対し、後者は草を刈る山、中村によれば、「入会秣場」である。詳しい事情（農民の立場からは山林官が勝手に官有地を示す杭を打つて帰つたと見えたらしいことについては先の

小椋の直話より察せられる)はわからないが、後述の森林原野官民有区分により、土地の所有権が国家に没収された後も、入会利用の慣行を暫定的に秣の採取に限定して認め、官有地内の林木の伐採や損傷は禁じられていたものと想像される。また「村民共同で山焼き」がなされていくということから、入会林野を中心とした共同体的な、また自給経済的傾向の残る自然村的なムラが想像される。そしてまた、この村が自生の松や雑木の山を共有していたらしいことは私信の末尾より確認されるが、自生、つまり栽培の為の労力と経済力が山林に投入されていかなかったことが、国有林化(官没)の決め手となったのである。

以上が実在のモデル小椋甚一の出身村についての概容である。そして、これらの原風景を作中人物・小倉の形象の中に嘉樹はとり込んでいたのである。それが先に引用した(7)(小稿一節)の部分であり、小倉が村を救うという意識を持つに至った原因でもある。では、嘉樹が万字丸に乗り組み、そこで偶然に小椋との出会いを持つことによって知り得た小椋の出身村の事実は、その村に限定された特殊事情だったのであるか。このことは作中人物として設定された小倉のリアリテイにも直接的にかかわるものなので、以下にこの部分に限定して述べてみよう。

(三)

土地問題の門外漢である筆者は、土地の所有権について考えるとき、ただ漠然と、固定的なもの、土地がある以上所有権も最初から明瞭であつたような錯角に陥りがちである。また、所有権は買売もしくは譲与されることによって移動するにしても、地主や自作農達によってその土地への所有権と所有意識は明確であつたかの如く考えがちである。

しかし今日のような地盤所有権や地盤に対する所有意識、特に対価的土地認識は商業経済の発達に付随しているのであって、用益的な労働対象としての、あるいは採取的な地上の生成物に対する占取意識が一般的であつた。

塩見俊隆は『日本林業と山村社会』(塩見編 昭37・4 東京大学出版会)の中で、

耕地は、幕末の段階で、私有的性格を備えて、ほぼ統一されてきたが、林野は、林業の発展していた地域を除いて、封建領主に属するか、村の支配のもとにあるか、あるいは、奥山などのように、無生物に近い状態であつた。

(傍点筆者)

と言っている。このように、土地についての私有意識は、特に林野においては未発達であつた。というのは、企業的な林野経営意識による木材の育成と商品化を意図する者を除いては、生活周辺の山野には自生の草木があり、自然と人口のバランスさえ保てば、ことさらに栽培のための労力や経済力を投入する必要もなく、また、地盤上に自生する草木を採取することで自給的な経済生活は維持できたのである。だから、生育物に対する利用収益権についての一定のとり決めを利用者間に限定して定めることでと足りたはずである。これを入会地の実態と考えてよいのだろうか。(そして、これが小椋書簡に見える「共有の山」「共有林」でもある)。

『社会科学辞典』(昭33・4 有斐閣)によると、入会地は「農業生産や農家の生活にとって絶対に欠くことのできない必要物であり、徳川時代の領主もこれを尊重していた」のである。ところが先の塩見によれば「明治政府はこれらの林野を自由に処分できる財物と考えていたようである」とのことである。

商業資本の未発達な状況下での我國の近代化は、それ自体歴史的必

然であつたかも知れないにしても、農業經濟が国家財政の大半を占めており、租税（地租）収入は国家の歳入の八十八と七十九パーセント（明治八年と十三年の平均）「近代日本史の基礎知識」 昭47・9ト（明治八年）十三年の平均。『近代日本史の基礎知識』 昭47・9ト（明治八年）十三年の平均。このような状況下に、国庫の増収と安定をはかるべく地租改正法の公布が断行（明6・7）されたのである。そして、この際問題となつたのが右の入会地のとり扱いであつた。というのは、既述のように地盤への所有意識は未発達であり、利用収益権的側面で近代法的是に解釈される性格を入会地は多分に持つていた。またこの利用収益権も、現実的利益は個人に還元されるが、管理主体は共同体であり、個人の入会地における生成物の利用もこの共同体に嚴重に規制されていた。また耕地に比べ「林野は、重疊的な用途的支配關係が耕地よりも複雑であり、山林の場合、とくに地盤と立木の權利關係が特殊であつた」（既出塩見） ことなどのために、課税対象者を特定することが困難であつた。そこで、明治五年十月には、まず公有地と私有地とに地券交布を開始し、同年十一月には「私有林規定」として、

無税の山林從來吾人別持伝候分ニ而売買之毎度村役人証印をも致し其所有たる証跡判然いたし候分ハ其者を地主ニ相定相当之税額可取極若証跡無之候ハ、持地ニハ難相立候条総而公有地之積可取計事との指令（既出塩見）を出している。つまり「個人別持で、売買の事実があり、かつ村役人の証印がある場合にのみ私有林野と認定される」（同右）ということになつた。これ以後農民の抵抗により、部分的には後退したが、おおむね、官有地、公有地編入の方向で入会慣行地は処理され、最終的には森林法（明30・4） 国有林野法（明32・3） において一応の完成を見、農民の不满を政治的に処理すべく、国有土地森林原野下戻法（明32・4）を制定した（下戻請求を關係書類を整

え、明治32年6月30日まで継続せよという打ち切り策）。この間、政府は一貫して官有地（官没された入会地）からの入会権の排除の方針をとり続け、元來農民の自給経済的な生活資料（採薪、採草、放牧など）の自由な利用地として「公法上の規制をうけなかつた」（同右）入会地の現実を無視し、所有権の申請に際しては、農民の側に立証責任を要求しながら、官有地編入については立証を要するという一方的な処理を断行し続けた。また立証の要求から後退した内務省令（明9・9）においても、労力投入だけでは対象とならず、経済力投入がなされた証のある場合にのみ民有権が認定されたのである。

ところが、既述のように多くの入会地にあつては、自生の生育物の採取が農民の自給経済を支えたのであり、経済力投入の証などは農業実体を無視した不当な要求だつた。かくて、明治二十六年当時の統計においても（既出塩見）林野の官民有比は、六八対三二となり、北海道を除いても五五対四五であり、明治以前から商業經濟が発達していた地域も含まれていることを考えると、自給経済的な農村地帯の官有化の実態はさらに著しいものであつたことが想像され、明治期農民と国権の土地行政の問題は深刻なものであつた。そして、このような明治期における土地問題が、農村の疲弊の蓄積として顕在化するのは、商業經濟の全国的浸透と相即的關係にあり、単に明治期に限定される問題ではないのである。

先に引用した小椋書簡の背後には以上のような農民の土地所有と国家権力の關係が存在しており、小椋の出身村に限定された特殊事情では無いのである。

そしてまた、このような土地についての所有権問題が、全国的規模の普遍性を持ち、入会地の官没が農民の階層分解をもたらず大きな要

因を構成したことは、後述のように、日本の特殊な労働条件^②出稼ぎ型離村農民を都市に送り出す一つの要因となっただけに、『海に生くる人々』を享受した労働者に、小倉の形象は深い共感（知識人達の享受の方向とは違った）を与えたことは想像に難くない。

さらにまた、小倉の形象についてのこのような側面からの発言が皆無であることは、『海に生くる人々』を享受した当代の知識人が、小倉の形象に描きこまれているこのような問題点に気付いていなかったことを意味し、気付かなかったということは、農民、農村の現実と、日本の労働市場の問題が彼らに十分に把握されていなかったことを意味している。

(四)

嘉樹は小倉の村について「僅か三軒の家を以て成り立ってゐる此の村」と言っている。村としたのは嘉樹の間違いか、あるいは三軒というのが間違っているかのよう思われてくる。しかし、今日の村は明治二十二年に大中に再編成された行政村としての地方自治体を指すが、ここではムラ、つまり近代の行政村ではなく、藩制期以来の自然村的結合としてのムラ^③、部落、字、組と考えるべきだろう。

自然村では、耕作可能な土地の広さと、周辺の林野からの収穫物の多少とがムラの規模を決定したはずであり、戸数の増化は耕地の拡張もしくは農業技術の革新・産業の育成などの条件を除いては望めず、精神構造の側面から言えば、山村の自然村は特に「伝統的思考様式」(既出塩見)を温存させがちであった。この塩見が指摘する「伝統的思考様式」を換言すれば、神島一郎が言う「自然村の秩序原理」(『近代日本の精神構造』 昭36・2 岩波書店) ということになる。そして、このような「伝統的思考様式」「自然村の秩序原理」は、

山村にあっては純粹培養されるということにすぎないのであって、平地農村においても、種々の形態変化を呈しながら、基底部分においては維持され続けていたことについては神島が詳述しているとおりである。また、右のような「思考様式」「秩序原理」は明治のある一定時期までに限定された特殊状況^④封建遺制、封建制の残存形態^⑤などではなく、近代天皇制国家秩序の基底として近代の教育機構を通じて教化し続けられていたことについては周知のとおりであろう。

そして、これらの問題をさらに発展させれば、村落共同体の問題に行きつくはずである。嘉樹は小倉について「一村の運命を担って」「故郷を救ふために」「村を後に」したと描いている。小倉の意識にあるものは個別的な家ではなく「村」なのであって、ここには相互扶助的な共同組織が十分に想像されるのである。このことは「その各家から戸主を監獄へ奪はれた」という特異な状況からも想像される。と言うのは、入会地がその性格上共同体的な管理形態にあった関係で、入会地の国有化は共同体成員全体の経済生活を冒し、被害者が相互扶助、共同労働の秩序を既に備えていたため、国家権力に対する、集団的組織的な盗伐という手段による抵抗も試みられたのである。そして、小倉の村では「戸主を監獄へ奪はれた」段階で、生活資料を官没された旧入会慣行地に求めることを断念し、六歳から十六歳までの十三人の男児が出稼ぎに出ることになったということになるのである。ここで注意を要するのは、十三人の男児達にとって、都市(村外)での労働が自立しておらず、あくまでも村内労働(村内の生活)に從属する方便として描かれている点である。

筆者がことさらに、小倉と村との関係から村落共同体の問題を浮き彫りにしようとする理由として、さらに作品の背後に次ぎのような問題点が伏在していることを指摘しておきたい。

「港町の女」(『文芸春秋』大15・8)は周知のとおり『海に生きる人々』の十九、二十章に該当する部分に完結性をもたせて発表されたもので、発表に際しても「長篇中の一節」と付記して発表された作品である。浦西和彦は二作品の先後関係を考証し(『海に生きる人々』の改題、改稿、発表経過等について) 関西大学『国文学』 昭47・9)

「港町の女」の方が原形「難破」に近く、「港町の女」の文章を加筆訂正して『海に生きる人々』の「(一九)」「(二十)」の章が成立したとみるべきだろう。

と述べている。これは重要な指摘である。と云うのは、『海に生きる人々』の場合小倉の葛藤は故郷を救わんとする心と階級的自覚との間にゆれ動いているのだが、「港町の女」では、

小倉は妹を女子高等師範学校へ、入学させたいと思つてゐた。その学費を、彼の労働賃金の中からか、又は、全部を仕送らうと内心計画してゐた。

すっかり生活の方法を失つてしまつた、彼の生れた部落では、妹が女子師範へ入らないなら、今、彼に取り纏つたやうな、運命が妹を待ってゐるのだ。

と描かれている。この場合小倉は貧しい農村にある妹を女子師範に入學させることを目的として働いているということになり、故郷の村の窮乏は『海に生きる人々』に比べて、一步背後に後退しているのである。師範は給費制で貧しい家庭の子供にとって上級の教育を受ける唯一の方途ではあつたが、小倉の労働がこのように意味づけられるとき、小倉の苦悩は個人的な問題としての側面を強めることにもなる。つまり、彼が労働者としての立場についての階級的な知識を持ちながら、行動としては「幻の階段」(二〇)を登る方向をとらざるを得ないと、いう二律背反の苦悩が、今日流に言えば、主として家族的な愛、兄妹

の愛の問題に還元される可能性が出てくるのである。

小倉の形象がこのように設定された理由としては、「港町の女」が短篇であることや、あいまい屋の女性の会話の場面に限定された作品であること、貧農の女性像に普遍性を持たせるために単純化されていること、さらに発表誌が大衆性を強めつゝあつた『文芸春秋』であつたことなどの諸条件を考え得るが、作品自体の問題として見るとき、「海に生きる人々」の小倉の形象との間に微妙な差異が生ずることは明らかであり、浦西和彦の考証に立てば、嘉樹は「港町の女」の個人的愛、兄妹の愛の問題を背後に退けて、故郷の村の窮乏に呪縛された人物像が作品の前面に浮き出るように書き改めたことになるのである。つまり、嘉樹は、「港町の女」を『海に生きる人々』に書き改める過程で、(嘉樹がどの程度の重みで意識していたかは別として)村落共同体と小倉の關係が前面に出て来るような構成に書き変えたということになるのである。

(五)

嘉樹が描いた小倉の村、「港町の女」では部落となつてゐる)は戸数三戸であり、この村の六歳から十六歳までの「十三人の男児」が村を救うために出かけたことになつてゐる。つまり、一戸平均にして、六歳～十六歳の男児が三～四人ということになる。しかし、男児だけでなく、「港町の女」に小倉の妹が描かれてもいるように、女兒の存在も考えられようし、また、六歳未満の幼児達の存在も当然考えられる。となると、家長制下における大家族制ではないにしても、一応の大家族的構成も想像し得るのである。

自給経済的な村落にあつては、労働力の自給も当然のことであつたため、「農家は比較的多くの労働力を必要とし、したがって家族員数

も、相対的に大きいままに維持された」(福武直『日本農村社会論』昭39・1 東京大学出版会)のであり、このような小倉の村に見られる現象も、決して特異なものではなく自然村的村落には一般的であった。ところが既述のような入会地の官没は自給経営農業に大きな打激を与え、さらに、商業経済の農村浸透による階層分解の激化が自給労働力として家族内に保有されていた大家族を、余剰人口として潜在的失業状況に落とし入れることとなった。そこで余剰人口は都市へ出稼ぎ人として流出するのである。しかし、ここで注意しておかねばならないのは、彼らの内部の労働認識の様相である。福武(既出)は次ぎのように言う。

農家は、このように労働生産性の低い農業経営のために、老若男女を問わず、働ける家族員の労働をすべてふりむけた。(中略)こうした家族一体となつての農業生産が、家族の消費生活と未分離のままに行われたのであり、すべての家族員にとって、家族生活は、文字どおりひとつであつた。すなわち、農業は、利潤を生み出す企業として考えられたのではなく、生きてゆくための生業とみられた。個人の職業としてではなく、家族員全体の家業として観念されたのである。(傍点筆者)

この福武のことばを参考に『海に生くる人々』の、
其の労働場が船であつたために、彼等は一軒の家に住んでゐる様に心得がちになるのであつた。彼等は、えて、自分に課せられる不当な労働、支払はれない労働を、ついうっかり、「つとめ」だと思ひ込んでしまふことが多かつた。(一五)

という部分を読めば、そこに横たわる問題は自ら明らかとならう。つまり、離村後も、出稼ぎ農民達が故郷におけるような労働認識を持ち続けるならば(現実には彼らはそうなのである)、階級的矛盾への態度

をどこまでも鈍らせることになるだろうし、また、故郷にある帰属集団への家計補助的労働認識を持ち続ける限り(現実には彼らはそう認識しており、その故に出稼ぎなのである)、近代社会における労働主体としての自己確立は望めないのである。

作中の小倉の「故郷を救ふために」という意識は、直接には家の問題につながつてはいないにしても、やはり、帰属集団の経済補助労働として都市労働が位置づけられているという点で、既述の問題は共通するのである。そして、このような離村出稼ぎ農民の問題は、近代産業構造における産業予備軍の問題をも含むところで考えておかねばならない。

重要なのは、離村出稼ぎ者にとっては、生活の本来の場はあくまでも故郷の村なのであり、故郷に自己の存在の場を保持するための労働なのである。このことは、日本の近代産業における労働力の確保の方法を特徴づけ、企業と個人の直接的なあるいは公的機関を媒介しての契約ではなく、村の顔役や口ききなどの私的個人を媒介として、さらに労働力提供者個人とはなく企業と家長との間における契約が多分にあり得た。このことが労働条件の低劣さを維持させるに大きな力となつていた。そしてまた、『黎明期の日本労働運動』(昭27・10 岩波新書)で大河内一男も「日本農村は、過剰人口や失業人口に対する無限の深さをもつ貯水池のような役割をつくしてきた」と言うように、産業予備軍のさらに予備役として、農村は都市労働を支えていたのである。

また、彼等の意識構造は、常に故郷が帰住すべき永遠の地として認識されている限り、帰属するムラ、共同体の秩序原理によって貫かれており、彼らの中に都市の消費生活の華やかさに対するあこがれはあつたにしても、現実には、ムラの一員としての自己認識が民衆の「通俗

「道徳」(色川大吉『明治の文化』昭45・4 岩波書店)としての「勤勉、儉約、正直、和合、推譲、孝行」といったものを実践させることとなり、「飛騨の者は家へ金を持って帰る、親を喜ばすのが趣味」(山本茂実『あゝ野麦峠―ある製糸女工哀史―』昭43・10 朝日新聞社)であるような没主体的生活に自己を追い込んでそれを疑問に思わず、劣悪な労働条件に対しても「病気でもないのに逃げ帰ったら辛抱悪い娘と縁談にも差しかえるくらいのもだった」(同右)というような道徳規範が、ムラへの一体感の中で自己への忍耐を強制するのである。このような精神構造を持つ多くの離村出稼ぎ者達の都市流入は、低賃金による労働力を提供する群を形成し(家計補助であり、若年層にあつては単に口べらしなのであり、労働市場という認識は深化しない)、結果として、労働市場全体を規制したのである。

嘉樹も作品中で藤原に、小倉に対して、

君の生命は、君にとって永久に大切であるが、ブルジョアジーにとっては、君の生命が搾取され得る間だけ、役に立ち得ると云ふだけなんだ！ 産業予備軍は無数だ！ 僕等は今、一切残らず、さう云つた境遇の下にあるんだ。(三二)

と語らせており、また、

藤原は、産業予備軍が海員に於ては、組織的に、ボーンレンに依つて動員準備されてある、且つ事情不明のためストライク・ブレイキングが平気で行はれることを知つてゐた。(二九)

とも説明している。しかし未だ抽象性の域を出ず、産業予備軍の存在性が、既述のような日本社会の産業構造の全体像の中に位置づけられないままに終わっているのである。

(六)

以上は筆者の『海に生くる人々』論構想ノートであるが、既述のような方向からの『海に生くる人々』受容は、管見によれば全くの盲点となつていふように思われる。従来の海上における海上労働者の闘争を描いた作品であるという作品受容を完全に否定しようとするのではない。筆者の試みは、当代社会の海上労働者の、そして『海に生くる人々』の中で具体的に描かれた海上労働者達の離村出稼ぎ者の性格を確認しておくことである。

作品は「当時歐洲大戦乱時代」(三三)と時代設定されており、このことについては藤原の有名な指摘もあるが、嘉樹は、

その時であつた。わが日本帝国の富が世界列強と互角するようになったのは！

その時であつた！ 日本が富んだのは。その時であつた、日本の資本主達が富んだのは！ (三九)

と自己の時代認識を描き込んでいふ。これを海運関係に限定して見ると、「明治大正日本海運史」(寺島威信『太陽』昭2・6)によれば、日露戦争から欧州大戦までの十年間は「発展時代」、欧州大戦中の約五年間を「全盛時代(戦時変態的)」としている。そして、

船主は無人の野を行くが如く、世界到る処に航路を張り(中略) 時局中開放された新航路は二十余線に及び、又新造船(総屯一千屯以上)の数四百六十三隻百七十一万五千屯に上つた。

と述べてもいる。これらの事情は海上における労働場の増化を意味しており、高級海員の専門性は当然のことながら、下級海員についても、専業海上労働者の増化を促したと思われる。このことは、大正六年二月に「友愛会海員部」が組織された(『日本プロレタリア文学年表1-2』

『日本プロレタリア文学大系(1)』 昭30・1 三一書房) ことから容易に想像し得るに違いない。

『海に生くる人々』の発表は大正十五年であったにしても、そこに設定された時代との関連で言えば、藤原や、波田のようなタイプの、つまり海上労働や都市労働によって自立する労働者が、依然として出身村に帰属意識を持ち続ける離村出稼ぎ者の支配的な労働市場に、徐々にあるが現われはじめていた当時の労働界をも典型化し得ていると言ふことができるだろう。

紙面に制限があり(実は大幅に超過しているのだが)十分に述べることが出来なかったが、小稿で触れ得た諸側面以外にも、冒頭で少し触れた藤原の理論と離村出稼ぎ者達の成長過程との対応関係の検討など重要な問題が予想される。もし藤原の形象を媒介に小倉の葛藤の意味を深部まで掘り下げ、既述のような小倉の形象を持つ精神構造の基底部分を階級的視点から突き得ていたならば、『海に生くる人々』はより広い普遍性を持ち得たばかりでなく、我が国のプロレタリア文学運動のあり方を、もう少し別な方向に進め得ていたようにも思えるのである。

付記—小稿は昭和五十一年度日本文学会秋季大会(於聖心女子大学)における発表(『海に生くる人々』—その社会学的考察—)資料のうち「補注一・二」の部分を中心にとめたものである。

注

1、日本的な立身出世型の内実としては、小稿では小倉の形象に村の経済状態に呪縛されたに限定しているので触れていないが、川島武宣『日本社会の家族的構成』(昭25・8 日本評論社)によると、「孝」の内実として「家を起し」「父母祖先の功をつぐために」「立身出世」が求められていたとのことであり、また神島二郎『近代日本の精神構

造』(昭36・2 岩波書店)によると、自然的自由が立身出世観を構成していると言ふ。つまり、自足圏が自由圏であると認識されるとき、「広い世間」において自由たんとする者は自足圏を拡大しようとする。そして「究極的価値への接近度に応じて価値が均霑され、価値受配の多少が自由と観念された」結果、「地位上昇の要求」(立身出世観)が生ずるといふ。『海に生くる人々』についても、この辺りの問題から見直す必要を感じている。

2、木地師定住問題として一般的に見れば、近代における一般状況として、明治以降の戸籍制度や、地方への商業経済の浸透にともなう山林への商品意識の発達とそれに随伴する私有意識の強化などにより、木地師としての管為が困難となったことや、交通の発達による商品の流通圏の拡大により、各地の山野を遊行する必然性を減じたと思われるが、にわかには平地部の村里に定住して田畑を得ることは困難で、おおむね山間部への定住が普通であった(杉本寿「轡籠師制度の聚落立地」名古屋管林局報みどり別冊 きじや」昭27・3「柳田国男「史料」名」としての伝説)『柳田国男全集27』昭45・8 筑摩書房)。

3、中村吉治(既出)は岩手奥煙山村の調査の中で、入会球場が官民有区分の過程でいかに取扱われたかはほとんど明らかにし得ない。ただし、結論をさきにするならば、軒先官林という表現そのままにほとんど大部分が官有地に編入されていることは事実である。

と云い、また潮見俊隆(既出)も係官ができるだけ官有地に編入しようとして、官有地になっても従来どおり、木を伐ったり、草を刈ったりすることは、自由であるし、民有地になれば、地租が課せられるといつて、その方向に農民をみちびいたといわなければならない。

4、中村(既出)は次ぎのように言う。

農業生産が自給的な段階では「山林之義ハ其主役第一之事ニ候得共、田畑之義ハ国土第一之義ニ候」(中略)といい、また「山林の儀は材木薪炭に用い候計にも無之、第一田畑の根源」(森嘉兵衛、中略)という如く、林野は何よりもまず、農業経営、従ってまた封建貢租の徴収に必要な農業林野であった。ということは、この林野を欠いては農業経営は出来ないし、また農業経営を離れては、林野は何等経済的意義を持ち得ない。

また、官民有区分後の実態については次ぎのように言う。

第一に、秣場のうち、これまで耕地の周囲は地漆地として他の録入は禁止され独占的な利用が認められていたが、その地域もここに代価を支払って借地しなければならなくなった。また、秣場に自生した林木も伐採を禁止された結果、秣場は林地化し、それだけまた地元民の利用を制限することになるわけである。

第二に、溜池の堤塘における草刈も制限をうけることになった。

5、「日本林業と山村社会」(既出)によれば、明治十一年九月には「大凡三百戸及至五百戸ヲ以テ」町村単位の標準とする方針が出され、さらに、明治二十年末に七万一千三百十四をかぞえた町村が、町村制施行の明治二十二年末には一万五千八百二十と大幅にその数を減じており、藩制期のムラは近代行政村に再編されていた。

なお、日本に自然村があったか否かの議論もあるが、ここでは神島の概念にしたがう。

6、塩見(既出)は次ぎのように言っている。

一般に、山村は、地理的条件からいって隔絶されており、交通的条件からいって不便なところにあるものが多い。このことは、都市との交流をうすくし、近代化の影響を浸透しにくくしている。山村の住民のあいだの伝統的思考様式は、こうして維持されていく。

7、神島は「自然村」という自給経済機構をまず日本の精神構造分析の基底に置き、この自然村を貫く「秩序原理」として「神道主義、長老主

義、家族主義、身分主義、自給自足主義」をあげている。そして、自然村における経済関係を離れたところに構成される自然村の秩序原理によって結ばれた集団を擬似自然村(第二のムラ)と呼ぶ。そして、自然村と擬似自然村を区別する大きな要因としてそれに付随する個々の経済関係の有無をあげている。筆者が塩見の言う「伝統的思考様式」を「自然村の秩序原理」という概念に換言したのは、両概念が、ムラをムラたらしめ、またムラがムラであることによって住人の精神構造がムラを規制し、ムラが逆に精神構造を規制するという相関性の概念に立っているという共通性によった。

8、「自然村の秩序原理」が単に日常生活の形式的側面を規制するにとどまるならば、ことさらにここで述べる必要はない。しかし、この原理は、ムラビトの精神構造に根つき、思考様式や発想構造をも決定づけるものであることが重要である。そして、精神構造に根づいた原理は、ムラという日常生活の場を離れても個体の精神構造を規制し続け、「ムラに在った自己」と「ムラを離れた自己」との間にあるはずの内面的世界における距離を自覚させなくするのである。

では神島が言う「自然村の秩序原理」とはどのような内実なのか。注(7)でも簡単に触れたが、筆者が『海に生くる人々』が離村出稼ぎ労働者の海上における闘争である点を重視する根拠でもあるので、以下に「五つの原理」のそれぞれについて要約する。

▼神道主義、ここに言う「神道」とは、所謂国家神道そのものではないが、「民間信仰としての神道主義は、家族の生活——ならびに生産——形態との関連のもとに、これらの崩壊を条件として、『家族国家』イデオロギーを結晶させ、これがまた天皇制の正統性的根拠を自然村的秩序へ指向させる」

▼長老主義、「年長者は同時に有能者である」といった考え方は「指導者」が「その社会の正式の構成員にかざられ」さらに「正式の構成員」が外から補給されず知識と実証の蓄積がもたら記憶と体験とに

依存する社会では「閉じた社会」に通有の考え方だ。そして「この体系のもとでは、ひとは、はじめは被支配者の立場におかれても」「やがて支配者になりあがることができる」ため、「服従は支配と循環し補完されるから、長老主義のもとでは、かえって若い世代のなかに根強い保守意識が見出される。」

▼**家族主義**（一系型家族）「家長のもとに集中された統制権（家督の総領）を中心として形成された同族団の結合原理に由来するものであり、近代においては、これが、一方では事実上できた小家族に擬制され、同時に、他方では、国家社会に拡大転用されるにいたったが、それは（一系型家族）の崩壊を契機として現われた明治以後の特殊な現象形態である。（中略）その系譜がじつはさらにさかのぼってより古代的な労働統制のオヤ・コ（血族的な親子ではない！）関係を継承するものであり、それが、のちにさまざまな社会的結合形態に直接受けつがれるとともにそこに血族関係の擬制が導入されるようになった。」

▼**身分主義**、「身分主義と（一系型家族）との結合を条件として成立する。中世における（一系型家族）の成立は、自然村の構成単位を「家」におかせたが、家々が村の祭に参加する条件があり、これに規定されて家格の観念が成立した。家格は、家から見れば、長老主義であるが、個人から見れば、身分主義である。差別の前提としての家格から家の品位が表象される。そしてこれが個人に移されれば、人格の観念となる。（中略）ところで、近代における（一系型家族）の崩壊は単位を個人に分解することによって、ふたたび身分主義を古典的長老主義に復帰させ、長老主義固有の支配服従の循環、補完の論理を復活することによって、立身出世主義者の群をつよく保守主義へと誘導する。」

▼**自給自足主義**「閉じた社会」が自己生産をもって自己消費にあて外部に依存せずに自活する経済原則で（中略）この経済体制の崩壊は

なしくずしであり、主として文化的側面から外部との交渉がじよじよに増大した（中略）。外部に自らを解放せず、この態度を克服しようとするれば、おのずから攻撃姿勢をとらざるを得なかった（中略）。「ひとたび自然村という基本座標をはなれば、それは状況のめまぐるしい変化に応じて転移する極度に不安定なものとならざるを得ず、離村浮動層によって形成された近代日本の国家社会が、排外と排外との動反動の振り子運動に身を委ねたのも、まさにこういう社会層の不安定な対意識によるものと私は考える。そしてファシズム期にいたって、広域圏論を援用した自給自足圏の建設がたやすくうけいれられたのは（中略）心理的には（中略）鎖国の伝統がなおまもられていたことによるのではないか」

以上が神島の言う「自然村の秩序原理」の内実としての「五つの原理」の概容である。神島は丸山真男・柳田国男の二系統を踏まえつつ精神史を開こうとしており、色川大吉とは異った立場にある。こうした立場を異にする二人の視点を無批判に列挙することにははばかりもあるが、民衆の「通俗道徳」という概念（この概念は色川に始まるのではなく、安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』昭和49・9 青木書店あたりに始まる）は神島の言う「五つの原理」と隣接する部分に置いてみることは必要だと思ふ。

さて、このような「自然村の秩序原理」を何らかの程度で保持しつつ出稼ぎ者達は離村するのである。

9、今さら注記する要もないと思うが、立場を違える多くの人々に指摘されておき、既出の神島や川島、後出の色川大吉（『明治の文化』）らも共に教育による拡大再生産と天皇制問題に論及している。

10、盗伐と入獄の問題については、中村（既出）が林野庁の「当時部落の共謀による盗伐が顕発している。当時当番のようにして部落の若い者が犠牲者となって入牢し、そのあとの生活を部落全体で引き受けたというのである」という報告を引いているが、「海に生くる人々」や林

11、

野斤の報告が決して限られた特殊例でないことは、小林三衛『国有地入会権の研究』（昭33・3 東大出版会）や既出の『日本林業と山村社会』などに地方の類例が紹介されていることでも明らかである。そしてこのような盗伐は、決して犯罪として意識されず、生活権を保障しない国家に対する自衛と抵抗の行為としてムラビトの支持を得ていることは注意を要するだろう。

「難破」という作品は現存の嘉樹の作品にはなく、大正十二年の名古屋刑務所未決監入獄中の「獄中記」（『葉山嘉樹日記』昭46・2 筑摩書房）の中に名前が確認されている。浦西はこれを『海に生くる人々』の原題としているが筆者も妥当と考えている。

A Trial Note about “Umi ni Ikuru Hitobito”

Takashi ASADA

Summary

“Umi ni Ikuru Hitobito” is a most famous work in “Proretaria Bungaku”. I had contemplated about emigrant-farmers that was depicted by Yoshiki Hayama on “Umi ni Ikuru Hitobito”. This study shall be clue to the other side of the whole image about “Umi ni Ikuru Hitobito”.